

# 第4章

## 関係資料等

- 1 直近のプレスリリース一覧
- 2 設置委員会・部会一覧
- 3 2023・2024年度の委員会・部会検討結果一覧
- 4 都道府県社会保険労務士会一覧
- 5 街角の年金相談センター一覧
- 6 著作物
- 7 労働社会保険関係法改正一覧

## 1 / 直近のプレスリリース一覧

件名	日付
よい仕事おこしフェア実行委員会と連携協定締結	2024年4月23日
内閣府「賃上げを幅広く実現するための政策アイデアコンテスト」における「残業から副業へ。すべての会社員を個人事業主にする。」と題するアイデアに関する声明	2024年7月19日
東京都人権啓発センター中小企業向け「ビジネスと人権」ワークショップに「ビジネスと人権」推進社労士を講師として派遣	2024年8月9日
全国社会保険労務士会連合会主催「外国人材雇用管理セミナー～外国人材を取り巻く多様な制度と社労士だからできるアドバイス～」の開催	2024年10月2日
中小企業とともに人権尊重について考える～ILO駐日事務所と協力して中小企業向け「ビジネスと人権」セミナーを全国各地で開催～	2024年11月7日
大企業から小規模事業者まで幅広く社労士が関与～社労士を対象とした実態調査の結果を公表～	2024年11月8日
「2024年問題対応実務研修」を実施。全国から社労士が参集 2024年問題対応の実務学ぶ～運送、建設、医師の3事業・業務へ社労士による支援の充実化を図る～	2024年12月12日
社労士関与先企業における労使コミュニケーションに関するWeb調査	2024年12月16日
2024年度政策提言・宣言「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」を公表	2025年3月13日
社労士における繊維産業の監査要求事項・評価基準「Japanese Audit Standard for Textile Industry (JASTI)」への対応開始について	2025年3月26日

## 2 設置委員会・部会一覧

### I. (2023・2024年度事業)「本部」、「常設委員会」、「特別委員会」の体制で事業を推進

2023・2024年度は、デジタル推進を基軸とする社労士業務の推進に関する事業や事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業の推進を図るべく、様々な施策を講じてきたところである。

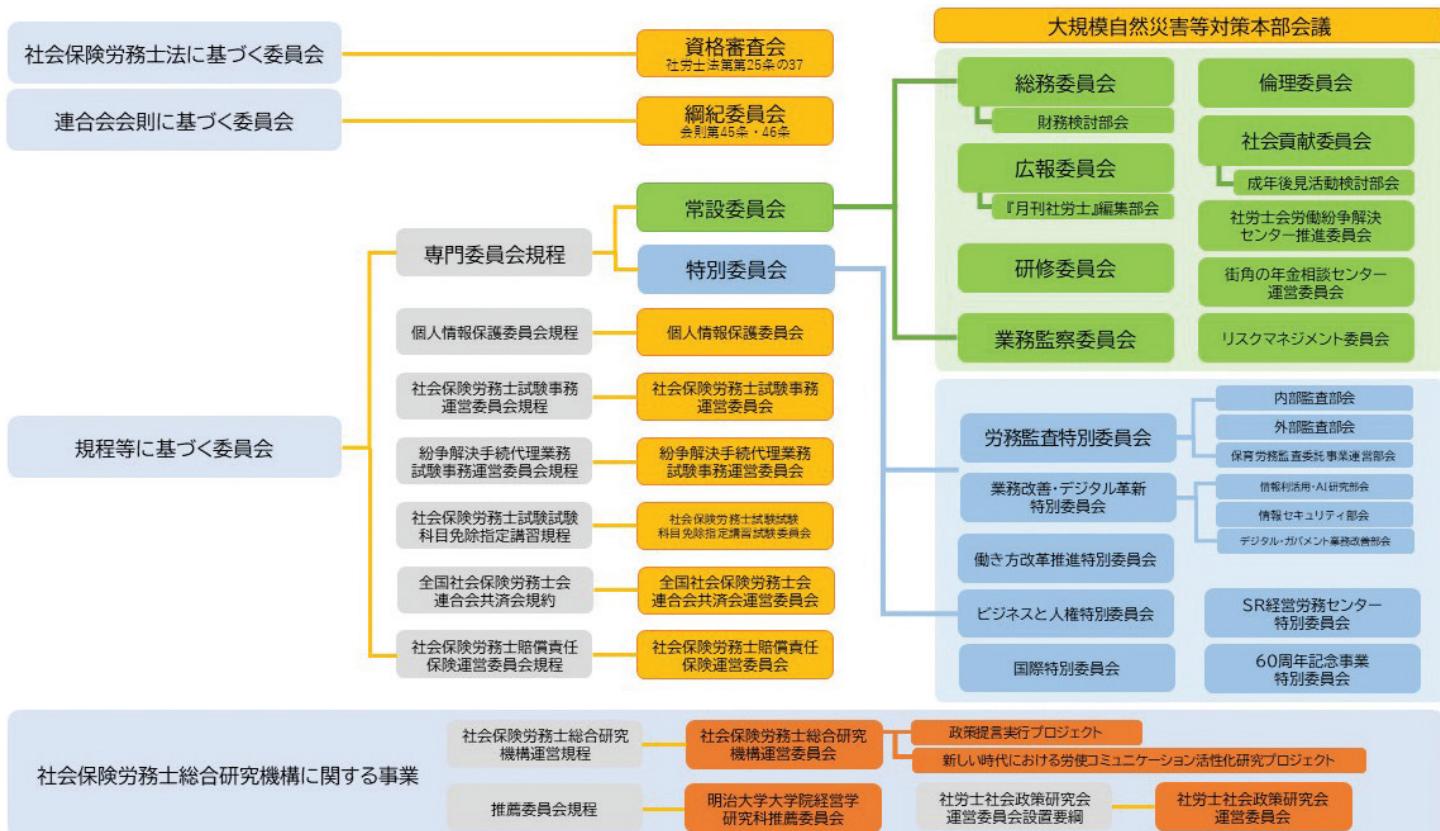
### II. (2025・2026年度事業) 創的な環境変化に対応し、新たな価値を創造するための事業を推進

2025・2026年度においては、「常設委員会」および「特別委員会」を設置し、国民に寄り添う士業として一層信頼される制度とすべく、使命感を持って事業の効果的な推進を図っていくこととした。

生成AIの進化は、あらゆる仕事の進め方や社会の価値を大きく揺るがしている。このような新たな事業環境においても社労士が社会に大きな価値を提供できるよう、外部有識者を含めた研究チームの組成等を通じ推進していく。また、労務監査やビジネスと人権等の業務についても社労士の新たな重要業務として確立させるため、強力に推進していくこととしている。

2025・2026年度事業について、各事業の検討・実行機関となる委員会体制は以下のとおりである。

#### 全国社会保険労務士会連合会 2025・2026年度 委員会体制構成図



### 3 / 2023・2024年度の委員会・部会検討結果一覧

## 1. 常設委員会

### 総務委員会

#### 《検討事項》

1. 社労士登録のオンライン化に伴う登録制度の変更・改善等に関する検討
2. 連合会及び都道府県会双方の業務の連携、共有、統合または一元化に関する検討
3. 連合会事務局の組織関係規程の再整備に関する検討
4. 中長期的視野に立った財政の在り方に関する検討
5. 連合会及び都道府県会事務局におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する検討
6. 連合会事務局におけるビジネスと人権への対応に関する検討

#### 《検討結果》

1. 社労士登録のオンライン化については、令和6年11月29日の制度移行に合わせて必要とされる連合会会則等規程類の改正を行うとともに、都道府県会の事務局においても登録業務がスムーズかつ統一的に行えるよう所要の対応を図った。
2. 登録オンライン化の開始に合わせて、連合会登録名簿管理システムが都道府県会で利用可能となるよう対応を行った。また、都道府県会における会計管理については、勘定科目等を一定程度、統一的な構成とすべく適正な会計処理に向けた対応を行った。
3. 連合会会則について、理事定数の見直し及び社労士登録のオンライン化に対応するための改正を行った。
4. 社労士制度を将来にわたり持続的に発展させるため、各事業と都道府県会の財政基盤を調整・強化するための支援、交付金等の在り方を抜本から見直し、事業運営の安定化及び事務局機能の強化に寄与すべく、収支の状況を精査するとともに社会経済情勢、今後の会員数推計も踏まえた検証を行った。
5. 連合会及び都道府県会事務局におけるカスタマーハラスメントへの対応として、「カスタマーハラスメント対策規程」及び「カスタマーハラスメント対策マニュアル」を作成するとともに、カスタマーハラスメントに対し毅然とした対応を行うことを連合会ホームページに方針として示した。
6. 連合会人権方針に基づき、連合会及び都道府県会事務局職員向けのビジネスと人権に関する研修を実施するとともに、連合会事務局における人権デューデリジェンスを実施した。

## 広報委員会

### 《検討事項》

1. 社労士のブランド価値向上及び制度の発展を見据えた広報事業に関する検討
2. 連合会及び都道府県会の活動状況及び会員に有益な情報を迅速に伝達するための広報事業に関する検討
3. 連合会及び都道府県会が連携して実施すべき広報事業をまとめた広報計画策定に関する検討

### 《検討結果》

1. 社労士制度創設 55 周年を迎えたことを踏まえ、これから更なる発展に向け、社労士の業務及び社労士会の施策の周知並びに「社労士」ブランド力を高めるため①社労士制度推進月間②「社労士の日」広報事業③年間を通じた広報事業—の 3 つに分け、都道府県会セミナーの開催支援、新聞広告の掲載及びブランディング動画作成等の事業を実施した。
2. 連合会及び都道府県会の取り組みを会員へ伝えるため、『月刊社労士』において新コーナー「都道府県会のフューチャー情報」及び「スポットライト情報」を創設したほか、法令改正情報等の情報を迅速に周知するため SNS 及びメールマガジンで配信を行った。
3. 広報計画を策定の上、全国広報担当者会議を開催し、その内容の周知及び都道府県会の広報事業の事例共有を行うとともにプレスリリースの効果を高めるための講座を実施した。

## 研修委員会

### 《検討事項》

1. 研修体系の整備及び単位制の導入等、社労士制度発展の礎となる研修事業に関する検討
2. 年度ごとの研修計画に関する検討

### 《検討結果》

1. 単位制の導入も視野に入れつつ、専門士業としての研修を体系化するため、学術的・実学的視点の双方から労働・人事労務・社会保障の 3 分野に整理した。このうち、令和 6 年度に労働分野の研修として「労働法基礎＆先端研修」を実施した。また、人事労務分野の研修については、令和 7 年度の実施に向けた準備を進めるとともに社会保障分野の研修については実施に向けた検討を行った。
2. 研修計画を策定し、都道府県会等から任意で提供される研修コンテンツの共有化を推進することで会員の研修受講機会の拡大を図った。また、新規入会者研修の内容の一部を見直すとともに主要な諸法令改正等を e ラーニング研修として配信した。
3. オンライン研修の効果的な運用を目指し、令和 7 年度の稼働に向け、新研修システム導入の検討を行った。

## 業務監察委員会

### 《検討事項》

1. 業務侵害行為を防止・撲滅するための国民に向けた広報活動に関する検討
2. 業務侵害サイトの検索・監視等を行うシステムを活用した業務侵害の内容等の分析とその対応に関する検討
3. 業務侵害事案への都道府県会の対応支援に関する検討

### 《検討結果》

1. 業務侵害行為防止に関する国民向け広報について、より実効性の高い広報活動や行政機関との協力関係を継続しつつ、更なる連携強化に向けた検討を行った。
2. コンサルティング会社等の一般企業のサイトを監視し、同サイトにおいて社労士の独占業務に関する記載を検索するシステムを運用し、当該企業の所在地のある都道府県会へ情報提供を行うとともにシステムを活用した事例の共有等についての検討を行った。
3. 都道府県会が業務侵害行為を確認した際に、都道府県会における対応方法として定めている業務監察実施要綱について、より速やかに厳正な対応を行うことができるような改正案の検討を行った。

## 倫理委員会

### 《検討事項》

1. 社労士に求められる高い職業倫理の維持に向けた倫理研修の内容等に関する検討
2. 社労士による不適切な情報発信をなくすための情報発信に関する検討
3. 苦情対応に係る都道府県会との連携及び情報収集及び分析等に関する検討

### 《検討結果》

1. 社労士の法令遵守や品位保持を目的とした倫理研修テキストに、社会的に問題視される事項への注意喚起、不適切な情報発信の防止や懲戒処分の重大さを再認識させる項目を追加し、全会員に配布するとともに委員長による研修動画を作成した。
2. 不適切な情報発信に関して、具体的な指導が困難な事案の増加等を踏まえ、より実効性のある指導を行うために「不適切な情報発信に関する指導指針」を改定するとともに、会員ホームページ等における不適切な情報発信についての検索システムを運用し、是正要請等の対応を行った。
3. 苦情対応に関して都道府県会の相談に応じ、公正な対応を導いていくため、報告時の苦情分類等の見直しや都道府県会からの苦情報告を令和6年4月からシステム化する等して効率的な苦情の収集・分析を可能にした。

## 社会貢献委員会

### 《検討事項》

1. 学校教育事業に関する活動状況の把握・支援等の在り方に関する検討について
2. 労働条件審査の実施状況及び今後の方針・支援等の在り方に関する検討について

### 《検討結果》

1. 都道府県会における出前授業支援のため、学校教育用テキスト及び当該テキストに沿ったパワーポイント資料等の内容について検討の上、都道府県会へ提供した。また、都道府県会における学校教育の取り組みに関する調査結果を踏まえ、今後の課題について検討するとともに引き続き学校等との協議の上、出前授業を実施している都道府県会に支援金を交付することとした。
2. 都道府県会における労働条件審査の取り組みに関する調査結果を踏まえ、普及促進に必要な今後の活動や支援内容について検討を行った。

## 社労士会労働紛争解決センター推進委員会

### 《検討事項》

1. 社労士会労働紛争解決センターの利用促進に向けた広報活動に関する検討
2. 社労士会労働紛争解決センターの運営に携わる者等への研修の充実に関する検討
3. 社労士会労働紛争解決センターの運営に係る実態把握及び分析に関する検討

### 《検討結果》

1. 事業主向け及び労働者向けの広報として、連合会が運用するSNSにおいて、あっせん解決事例や過去に作成したADRの広報動画リンク等を投稿し、あっせん申立件数の増加を図った。
2. 「特定社労士」「あっせん委員」「センター職員」のスキルアップを図るため、『月刊社労士』やホームページ等を活用し、研修動画の受講促進活動を行った。
3. あっせん申立件数のうち総合労働相談所からの持ち込みが最も比率が高いことを受け、総合労働相談所相談員向けに研修動画等を通じてADRセンターの理解促進を図るとともに各ADRセンターの取組を共有するサイトを作成し、ADRセンター事業の推進を図った。

## 街角の年金相談センター運営委員会

### 《検討事項》

1. 街角センター運営業務に係る令和6年度以降の契約に関する検討  
複数年契約の締結、人件費等の必要経費の確保、及びセンター運営における体制強化等に関する事項について検討を行う
2. 年金相談窓口等の運営業務に関する検討  
契約単価の引上げ及び研修の充実等に関する事項について検討を行う
3. 年金相談スキルを持った社労士の育成等の充実  
連合会主催の年金相談実務者研修の全期間リモート開催について検討を行う

### 《検討結果》

1. 街角センター運営業務に係る令和6年度以降の契約について、日本年金機構に要望書を提出して協議を行い、複数年契約の締結、職員・社労士の処遇改善（人事院勧告に準じた給与・報酬の引上げ）及び街角センターの円滑な運営のために必要な予算の確保を図った。
2. 年金相談窓口等の運営業務に係る令和6年度及び令和7年度の契約について、それぞれの年度において都道府県会からの要望等を踏まえて日本年金機構に要望書を提出し、その実現のために協議を重ねた。その結果、特に令和7年度契約締結に向けて、契約単価（相談業務費、諸経費Ⅰ、諸経費Ⅱ）を大幅に引き上げ、都道府県会事務局の管理費である諸経費Ⅱについては令和5年度に続き大幅に引き上げ、都道府県会の財政負担の軽減を図った。
3. 年金相談スキルを持った社労士の育成を図るため、令和6年度より連合会が主催する年金相談実務者研修について「全日程リモート研修」を本格実施することとし、受講生が参加しやすい環境の実現等を図った。

## リスクマネジメント委員会

### 《検討事項》

1. 連合会における危機管理体制の整備に関する検討
2. 事業継続計画（BCP）の策定に関する検討
3. 大規模災害時の危機管理に関する検討
4. 被災地域の連絡協議会の実施に関する検討

### 《検討結果》

1. 連合会の事業に関するリスクを洗い出し、事業停止時の影響度の分析「事業影響度分析（BIA）」・評価を行うとともに業務における講ずべき防止策及び発生時の対応策に関する取りまとめを行った。
2. 大規模自然災害時において、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法などを記載した、連合会における事業継続計画（BCP）を策定した。
3. 大規模災害等の発生時に、会員一人ひとりが取るべき備えとその対応に関する検討を行い、東日本大震災時に行政等から発出された通達を整理することで、今後災害発生時に社労士が業務の参考とできるような仕組みを整えた。また、災害等緊急時の社労士会・社労士事務所における人的安全の確保、会員一人ひとりが取るべき行動の指針を示すべく、防災マニュアルを策定した。
4. 災害発生時の顧問先に対する対応や災害発生時に備えた事前対応と災害後に求められる対応に関する検討を行い、いつ起こるか分からない災害に備え、将来に役立つ経験を残すことを目的に、被災地域6県会（岩手会、宮城会、福島会、石川会、兵庫会、熊本会）による「被災地域の連絡協議会」を開催した。

## 2. 特別委員会

### デジタル推進特別委員会

#### 《検討事項》

1. デジタル・ガバメント及びガバメントクラウドへの対応に関する検討
2. 情報セキュリティ及びIT-BCPに関する検討
3. 社労士業務のデジタル対応に関する検討

#### 《検討結果》

1. 厚生労働省及びデジタル庁等との定期協議において、電子申請の普及・改善のための具体的かつ積極的な提言等を行い、社労士を通じた企業の電子申請利便性向上に貢献した。
2. クラウドサービス提供事業者へのランサムウェア攻撃事故を契機に社労士事務所におけるIT-BCP対策が急務となったことから、独立行政法人情報処理推進機構の協力を得てIT-BCP実演練習を20都道府県、24か所で実施した。また、個人情報保護委員会事務局の協力を得て社労士事務所用IT-BCP対策チェックシートを作成し、会員ホームページに掲載し会員の意識啓発を図った。
3. 人的資本経営に資するデータ標準化の重要性を報告書に取りまとめるとともに関係団体等に実現のための働きかけを行った。また、マイナ保険証の本格運用開始に伴う企業の不安を解消すべく、社労士による相談・指導を充実するためのQ&Aを厚生労働省と協力して作成し迅速な対応に努めた。

## 働き方改革推進特別委員会

### 《検討事項》

働き方改革関連法及び働き方改革の取組推進のために必要となる経営改善や労働生産性の向上に向けた対応に関する検討

1. 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（医療、建設、運輸等）について、令和6年4月に施行されることから、施行前後の状況を踏まえた上で、会員向けに研修を行うなどの対応を行う
2. 働き方改革関連法の施行5年後見直し及び新しい時代を見据えた働き方に関して、政府からのヒアリング等の要請があった場合に対応する

### 《検討結果》

1. 施行前は業界理解を深めていただくために研修動画を作成し、研修システムにて配信を行った。施行半年後は、施行後明らかになった課題等の解消に向けた対面型研修を全国3か所（東京・大阪・福岡）にて実施した。また、社労士が働き方改革の支援の担い手であることを、効果的に広報する観点から、各業界団体と連携して業界誌に寄稿を行った。
2. 厚生労働省「労働基準法制研究会第8回」、内閣府「規制改革推進会議第1回働き方・人への投資・ワーキンググループ」にてヒアリング等の要請に対応した。

これら各種事業を通じて、当該領域における社労士の役割等の深度や広がりを内外に示す活動を行った。

## 成年後見活動検討特別委員会

### 《検討事項》

都道府県会による成年後見事業に関する活動状況の把握・支援等のあり方及び社労士の成年後見活動の広報に関する検討

### 《検討結果》

成年後見人養成研修テキストの内容について全体の見直しを行った上、都道府県会に提供了した。

また、都道府県会における成年後見活動の取り組みに関する調査結果を踏まえ、今後の活動に係る問題点と改善策について検討を行った。

## 業務開発特別委員会

### 《検討事項》

1. 「ビジネスと人権」における人権デューデリジェンスへの対応及び「人への投資」等に関する社労士による企業支援の強化に向けた検討
2. 公益財団法人児童育成協会と業務委託契約を締結した「企業主導型保育施設への労務監査事業」の円滑な事業推進に向けた検討
3. 労務監査業務の体系化と定着及び周知広報等企業への普及に向けた検討
4. 社労士診断認証制度の推進に向けた周知広報活動及び関係機関等との連携に向けた検討
5. 新しい視点によるこれからの社労士業務に関する検討

### 《検討結果》

1. 国際労働機関（ILO）駐日事務所からの技術協力を得て「ビジネスと人権」に関する研修を構築し、上級編修了者を「ビジネスと人権」推進社労士として全国で646人養成した。関係各機関からの中小企業向け「ビジネスと人権」に関する支援要請に応えた。
2. 保育施設への労務監査事業を実施するに当たり労務監査基準マニュアル等を作成し、監査員へ解説・研修を行い、監査における指摘の平準化を図った。また、監査結果の指摘内容の妥当性や監査実施における課題の検討を行った。
3. これまで連合会で検討してきた「経営労務監査」の考え方を具現化し、経営と労務を不可分の視点で構成した「経営労務監査」の標準的な進め方をまとめたマニュアル及び同マニュアルを解説した研修動画を作成し、令和7年1月より公開した。
4. 日本損害保険代理業協会との連携セミナーの開催や、全国254の信用金庫が加盟する「よい仕事おこしフェア実行委員会」と協定を締結し、「よい仕事おこしフェア」に土業団体として初めて参加し、参加企業のブース訪問及びセミナー講演を行うなど、社労士診断認証制度の周知広報を行った。
5. 今後の連合会の事業運営に資するため、社労士業務におけるAI（人工知能）の活用について、社労士を取り巻く環境の変化の想定や社労士に求められる変化等に適切に対応するため、「社会保険労務士向け生成AI活用ガイドブック」を作成するとともにガイドブックを基に解説を加えたeラーニング動画の配信を行った。

## 国際特別委員会

### 《検討事項》

1. 国内外の政府、国際機関及び団体等との渉外に関する検討
2. 国際機関等との具体策を通じたアウトバウンドとインバウンドの双方の推進に関する検討

### 《検討結果》

国際協力機構（JICA）のインドネシア社労士制度プロジェクトなど関係各国への社労士制度導入支援を関係機関との協力・連携のもと、委託事業等の対応を行った。世界労働専門家協会を招いた国際社労士フォーラムを開催した。国際社会保障協会（ISSA）グッドプラクティスアワード2024において優秀賞を受賞した。

外国人材受入に関する事業においては、育成効率度の動向に注視しながら研修やセミナーを実施した。また、特定技能制度における繊維業の追加要件「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」を充足する制度の1つであるJASTI制度について対応を行った。

これら国内外の各種事業を通じて、当該領域における社労士の役割等を内外に示した。

## SR経営労務センター特別委員会

### 《検討事項》

1. SR経営労務センターの全都道府県設置に向けた検討
2. 全国SR世話人会との連携等、SR経営労務センターの事業推進への協力に関する検討

### 《検討結果》

1. 未設置県の状況を把握するとともに全国SR世話人会との連携を軸に側面的な支援について検討を行った。
2. 全国SR交流会及び全国SR世話人会が主催する会議に参加するなど、多角的な視点からSR経営労務センターと全国SR世話人会との連携に関する検討を行った。

## 4 都道府県社会保険労務士会一覧

都道府県会	所在地	電話番号
北海道社会保険労務士会	〒 064-0804 札幌市中央区南 4 条西 11 丁目 サニ一南四条ビル 2 階	011-520-1951
青森県社会保険労務士会	〒 030-0802 青森市本町 5-5-6 青森県社会保険労務士会館	017-773-5179
岩手県社会保険労務士会	〒 020-0821 盛岡市山王町 1-1	019-651-2373
宮城県社会保険労務士会	〒 980-0014 仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4 階	022-223-0573
秋田県社会保険労務士会	〒 010-0921 秋田市大町 3-2-44 大町ビル 3 階	018-863-1777
山形県社会保険労務士会	〒 990-0039 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 8 階	023-631-2959
福島県社会保険労務士会	〒 960-8252 福島市御山字三本松 19-3 第 2 信夫プラザ 2 階	024-535-4430
茨城県社会保険労務士会	〒 311-4152 水戸市河和田 1-2470-2	029-350-4864
栃木県社会保険労務士会	〒 320-0851 宇都宮市鶴田町 3492-46 栃木県社会保険労務士会館	028-647-2028
群馬県社会保険労務士会	〒 371-0846 前橋市元総社町 528-9 群馬県社会保険労務士会館	027-253-5621
埼玉県社会保険労務士会	〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル 7 階	048-826-4864
千葉県社会保険労務士会	〒 260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスピル 7 階	043-223-6002
東京都社会保険労務士会	〒 101-0062 千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4 階	03-5289-0751
神奈川県社会保険労務士会	〒 231-0016 横浜市中区真砂町 4-43 木下商事ビル 4 階	045-640-0245
新潟県社会保険労務士会	〒 950-0087 新潟市中央区東大通 2-3-26 ブレイス新潟 1 階	025-250-7759
富山県社会保険労務士会	〒 930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 7 階	076-413-4801
石川県社会保険労務士会	〒 921-8002 金沢市玉鉢 2-502 TRUSTY BUILDING 2 階	076-291-5411
福井県社会保険労務士会	〒 910-0005 福井市大手 3-7-1 織協ビル 7 階	0776-21-8157
山梨県社会保険労務士会	〒 400-0805 甲府市酒折 1-1-11 日星ビル 2 階	055-244-6064
長野県社会保険労務士会	〒 380-0935 長野市中御所 1-16-11 鈴正ビル 3 階	026-223-0811
岐阜県社会保険労務士会	〒 500-8382 岐阜市薮田東 2-11-11	058-272-2470
静岡県社会保険労務士会	〒 420-0833 静岡市葵区東鷹匠町 9-2	054-249-1100
愛知県社会保険労務士会	〒 456-0032 名古屋市熱田区三本松町 3-1 社会保険労務士会館	052-889-2800
三重県社会保険労務士会	〒 514-0002 津市島崎町 255	059-228-4994
滋賀県社会保険労務士会	〒 520-0806 大津市打出浜 2-1 「コラボしが 21」 6 階	077-526-3760
京都府社会保険労務士会	〒 602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町 332	075-417-1881
大阪府社会保険労務士会	〒 530-0043 大阪市北区天満 2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188
兵庫県社会保険労務士会	〒 650-0011 神戸市中央区下山手通 7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864
奈良県社会保険労務士会	〒 630-8325 奈良市西木辻町 343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070
和歌山県社会保険労務士会	〒 640-8317 和歌山市北出島 1-5-46 和歌山県労働センター 1 階	073-425-6584
鳥取県社会保険労務士会	〒 680-0845 鳥取市富安 1-152 SG ビル 4 階	0857-26-0835
島根県社会保険労務士会	〒 690-0886 松江市母衣町 55-2 島根県教育会館 3 階	0852-26-0402
岡山県社会保険労務士会	〒 700-0815 岡山市北区野田屋町 2-11-13 7 階	086-226-0164
広島県社会保険労務士会	〒 730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル 5 階	082-212-4481
山口県社会保険労務士会	〒 753-0074 山口市中央 4-5-16 山口県商工会館 2 階	083-923-1720
徳島県社会保険労務士会	〒 770-0865 徳島市南末広町 5-8-8 徳島経済産業会館 (KIZUNA プラザ) 2 階	088-654-7777
香川県社会保険労務士会	〒 760-0006 高松市亀岡町 1-60 エスアールビル 4 階	087-862-1040
愛媛県社会保険労務士会	〒 790-0813 松山市萱町 4-6-3	089-907-4864
高知県社会保険労務士会	〒 781-8010 高知市桟橋通 2-8-20 モリタビル 2 階	088-833-1151
福岡県社会保険労務士会	〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-5-28 博多偕成ビル 3 階 301 号	092-414-8775
佐賀県社会保険労務士会	〒 840-0826 佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4 階	0952-26-3946
長崎県社会保険労務士会	〒 850-0027 長崎市桶屋町 50-1 杉本ビル 3 階 B	095-821-4454
熊本県社会保険労務士会	〒 860-0041 熊本県中央区細工町 4-30-1 扇寿ビル 5 階 A	096-324-1124
大分県社会保険労務士会	〒 870-0021 大分市府内町 1-6-21 山王ファーストビル 3 階	097-536-5437
宮崎県社会保険労務士会	〒 880-0878 宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル 1 階	0985-20-8160
鹿児島県社会保険労務士会	〒 890-0064 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 11 階	099-257-4827
沖縄県社会保険労務士会	〒 900-0016 那霸市前島 2-12-12 セントラルコープ兼陽 205 号室	098-863-3180
全国社会保険労務士会連合会	〒 103-8346 中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館	03-6225-4864

## 5 街角の年金相談センター一覧

都道府県	名称	管轄年金事務所	所在地	電話番号
北海道	札幌駅前	札幌西	〒 060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2-1 札幌時計台ビル 4 階	011-221-2250
	麻生	札幌北	〒 001-0038 札幌市北区北 38 条西 4-1-8	011-708-7087
青森	青森(オフィス)	青森	〒 030-0802 青森市本町 1-3-9 ニッセイ青森本町ビル 10 階	017-735-5228
岩手	盛岡(オフィス)	盛岡	〒 020-0022 盛岡市大通 3-3-10 七十七日生盛岡ビル 4 階	019-626-4102
宮城	仙台	仙台東	〒 980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル 2 階	022-262-5527
秋田	秋田(オフィス)	秋田	〒 010-8506 秋田市東通仲町 4-1 秋田拠点センター ALVE (アルヴェ) 2 階	018-834-5512
山形	酒田	鶴岡	〒 998-0044 酒田市中町 1-13-8	0234-22-4554
福島	福島	東北福島	〒 960-8131 福島市北五老内町 7-5 i・s・M37 (イ・ム37) 2 階	024-531-3838
茨城	水戸	水戸北	〒 310-0021 水戸市南町 3-4-10 水戸 FF センタービル 1 階	029-231-6541
	土浦	土浦	〒 300-0037 土浦市桜町 1-16-12 リーガル土浦ビル 3 階	029-825-2300
群馬	前橋	前橋	〒 379-2147 前橋市亀里町 1310 群馬県 JA ビル 3 階	027-265-0023
埼玉	大宮	大宮	〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町 2-287 大宮西口大栄ビル 3 階	048-647-6721
	草加	越谷	〒 340-0022 草加市瀬崎 1-9-1 谷塚コリーナ 2 階	048-920-7922
	川越(オフィス)	川越	〒 350-1123 川越市脇田本町 16-23 川越駅前ビル 8 階	049-291-2820
千葉	千葉	千葉	〒 260-0027 千葉市中央区新田町 4-22 サンライトビル 1 階	043-241-1165
	船橋	船橋	〒 273-0005 船橋市本町 1-3-1 フェイスビル 7 階	047-424-7091
	柏	松戸	〒 277-0005 柏市柏 4-8-1 柏東口金子ビル 1 階	04-7160-3111
	市川(オフィス)	市川	〒 272-0034 市川市市川 1-7-6 愛愛ビル 3 階	047-329-3301
東京	新宿	新宿	〒 160-0023 新宿区西新宿 1-7-1 松岡セントラルビル 8 階	03-3343-5171
	町田	八王子	〒 194-0021 町田市中町 1-2-4 日新町田ビル 5 階	042-720-2101
	立川	立川	〒 190-0012 立川市曙町 2-7-16 鈴春ビル 6 階	042-521-1652
	国分寺	立川	〒 185-0021 国分寺市南町 2-1-31 青木ビル 2 階	042-359-8451
	大森	大田	〒 143-0023 大田区山王 2-8-26 東辰ビル 5 階	03-3771-6621
	八王子(オフィス)	八王子	〒 192-0081 八王子市横山町 22-1 エフ・ティービル八王子 3 階	042-631-5370
	足立(オフィス)	足立	〒 120-0005 足立区綾瀬 2-24-1 ロイヤルアヤセ 2 階	03-5650-5200
	江戸川(オフィス)	江戸川	〒 132-0024 江戸川区一之江 8-14-1 交通会館一之江ビル 3 階	03-5663-7527
	練馬(オフィス)	練馬	〒 178-0063 練馬区東大泉 6-52-1 WICS ビル 1 階	03-5947-5670
	武蔵野(オフィス)	武蔵野	〒 180-0006 武蔵野市中町 1-6-4 三鷹山田ビル 3 階	0422-50-0475
神奈川	江東(オフィス)	江東	〒 136-0071 江東区亀戸 2-22-17 日本生命亀戸ビル 5 階	03-5628-3681
	横浜	横浜中	〒 220-0011 横浜市西区高島 2-19-12 スカイビル 18 階	045-451-5712
	戸塚	横浜西	〒 244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 498-11 第 5 吉本ビル 3 階	045-861-7744
	溝ノ口	高津	〒 213-0001 川崎市高津区溝口 1-3-1 ノクティプラザ 1 10 階	044-850-2133
	相模大野	相模原	〒 252-0303 相模原市南区相模大野 3-8-1 小田急相模大野ステーションスクエア 1 階	042-701-8515
	藤沢(オフィス)	藤沢	〒 251-0052 藤沢市藤沢 496 藤沢森井ビル 6 階	0466-55-2280
	厚木(オフィス)	厚木	〒 243-0018 厚木市中町 3-11-18 Flos 厚木 6 階	046-297-3481
新潟	新横浜(オフィス)	港北	〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 3 階	045-471-5300
	新潟	新潟西	〒 950-0087 新潟市中央区東大通 2-3-26 プレイス新潟 6 階	025-244-9246
	富山	富山	〒 930-0010 富山市稻荷元町 2-11-1 アピアショッピングセンター 2 階	076-444-1165
	石川	金沢	〒 920-0804 金沢市鳴和 1-17-30	076-253-2222
	福井	福井(オフィス)	〒 910-0858 福井市手寄 1-4-1 アオッサ (AOSSA) 2 階	0776-26-6070
長野	長野	長野南	〒 380-0935 長野市中御所 45-1 山王ビル 1 階	026-226-8580
	上田(オフィス)	小諸	〒 386-0025 上田市天神 1-8-1 上田駅前ビルパレオ 6 階	0268-25-4425
岐阜	岐阜	岐阜北	〒 500-8891 岐阜市香蘭 2-23 オーキッドパーク西棟 3 階	058-254-8555
静岡	静岡	静岡	〒 422-8067 静岡市駿河区南町 18-1 サウスピット静岡 2 階	054-288-1611
	沼津	沼津	〒 410-0801 沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタートビル 4 階	055-954-1321
	浜松(オフィス)	浜松東	〒 435-0044 浜松市中央区西塚町 200 サーラプラザ浜松 5 隅	053-465-2360
愛知	名古屋	中村	〒 453-0015 名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル 2 階	052-453-0061
	栄	大曾根	〒 460-0008 名古屋市中区栄 4-2-29 JRE 名古屋広小路プレイス 8 隅	052-242-2340

都道府県	名称	管轄年金事務所	所在地	電話番号
三重	津(オフィス)	津	〒 514-0036 津市丸之内養正町 4-1 丸之内三重ビル 1 階	059-224-8612
滋賀	草津	草津	〒 525-0026 草津市渋川 1-1-50 近鉄百貨店 草津店 5 階	077-564-4311
京都	宇治	京都南	〒 611-0031 宇治市広野町西裏 54-2	0774-43-1511
	京都(オフィス)	京都西	〒 615-8073 京都市西京区桂野里町 17 ミュー阪急桂 (EAST) 5 階	075-382-2606
大阪	天王寺	天王寺	〒 543-0054 大阪市天王寺区南河堀町 10-17 天王寺北 NK ビル 2 階	06-6779-0651
	吹田	吹田	〒 564-0082 吹田市片山町 1-3-1 メロード吹田 2 番館 10 階	06-6369-4800
	堺東	堺東	〒 590-0077 堺市堺区中瓦町 1-1-21 堺東八幸ビル 7 階	072-238-7661
	枚方	枚方	〒 573-0032 枚方市岡東町 5-23 アーバンエース枚方ビル 2 階	072-843-6646
	城東	城東	〒 536-0005 大阪市城東区中央 1-8-24 東洋プラザ蒲生ビル 1 階	06-6930-5601
	東大阪	東大阪	〒 577-0809 東大阪市永和 1-18-12 NTT 西日本東大阪ビル 1 階	06-6736-6571
	豊中	豊中	〒 560-0021 豊中市本町 1-1-3 豊中高架下店舗南プロック 1 階	06-6844-8391
	なかもず	堺東	〒 591-8025 堺市北区長曾根町 130-23 堺商工会議所会館 1 階	072-258-4701
兵庫	北須磨	須磨	〒 654-0154 神戸市須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 7 階	078-795-3455
	尼崎	尼崎	〒 661-0012 尼崎市南塚口町 2-1-2-208 塚口さんさんタウン 2 番館 2 階	06-6424-2884
	姫路	姫路	〒 670-0961 姫路市南畠町 2-53 ネオフィス姫路南 1 階	079-221-5127
	西宮(オフィス)	西宮	〒 663-8035 西宮市北口町 1-2 アクタ西宮東館 1 階	0798-69-0030
奈良	奈良	奈良	〒 630-8115 奈良市大宮町 4-281 新大宮センタービル 1 階	0742-36-6501
和歌山	和歌山(オフィス)	和歌山東	〒 640-8331 和歌山市美園町 3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル 1 階	073-424-5603
岡山	岡山	岡山西	〒 700-0032 岡山市北区昭和町 4-55	086-251-0052
広島	広島	広島東	〒 730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル 1 階	082-227-1391
	福山	福山	〒 720-0065 福山市東桜町 1-21 エストパレク 6 階	084-926-7951
山口	防府	山口	〒 747-0035 防府市栄町 1-5-1 ルルサス防府 2 階	0835-25-7830
徳島	徳島(オフィス)	徳島北	〒 770-0841 徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル 8 階	088-657-3081
香川	高松(オフィス)	高松西	〒 760-0028 高松市鍛冶屋町 3 香川三友ビル 5 階	087-811-6020
愛媛	松山(オフィス)	松山東	〒 790-0005 松山市花園町 1-3 日本生命松山市駅前ビル 5 階	089-931-6120
福岡	北九州	八幡	〒 806-0036 北九州市八幡西区西曲里町 2-1 黒崎テクノプラザⅠ 1 階	093-645-6200
佐賀	鳥栖(オフィス)	佐賀	〒 841-0052 鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所南別館 1 階	0942-82-0222
長崎	長崎(オフィス)	長崎南	〒 852-8135 長崎市千歳町 2-6 いわさきビル 5 階	095-842-5121
熊本	熊本	熊本西	〒 860-0806 熊本市中央区花畠町 4-1 太陽生命熊本第 2 ビル 3 階	096-206-2444
大分	中津(オフィス)	別府	〒 871-0058 中津市豊田町 14-3 中津市役所別棟 2 階	0979-22-6311
宮崎	宮崎(オフィス)	宮崎	〒 880-0902 宮崎市大淀 4-6-28 宮交シティ 2 階	0985-63-1066
鹿児島	鹿児島(オフィス)	鹿児島北	〒 892-0825 鹿児島市大黒町 2-11 南星いづろビル 6 階	099-225-0131

## 6 著作物

社労士の日常業務に役立てられる実務的な書籍について出版・頒布を行っている。

なお、一部書籍については、広く一般の利便に供することを目的として、全国の書店にて販売されている。

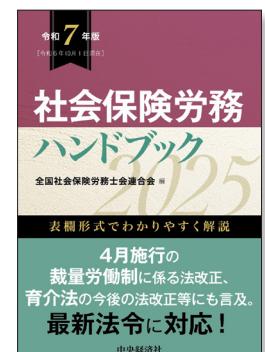
名 称	
社会保険労務士法詳解	労働保険の実務相談
社会保険労務六法	社会保険の実務相談
社会保険労務ハンドブック	社会保険労務士手帳
労働基準法の実務相談	月刊社労士



〈社会保険労務士法詳解〉



〈社会保険労務六法〉



〈社会保険労務ハンドブック〉



〈労働基準法の実務相談〉



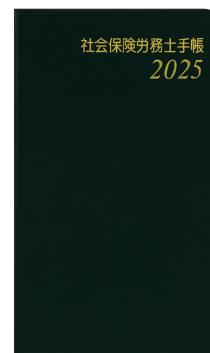
〈労働保険の実務相談〉



〈社会保険の実務相談〉



〈月刊社労士〉



〈社会保険労務士手帳〉

## 7 労働社会保険関係法改正一覧

2024 年度に実施された労働社会保険関係の制度改正を掲載する。

労働基準関係		
制度改正	施行日	概要
労働契約締結時の労働条件明示の追加	2024 年 4 月 1 日	使用者が労働者と労働契約を締結する際の労働条件明示事項に、雇入れ直後の就業の場所及び従事すべき業務に加えて、就業の場所及び従事すべき業務の「変更の範囲」の明示が追加された。
有期労働契約締結時の更新上限の明示等	2024 年 4 月 1 日	使用者が労働者と期間の定めがある労働契約を締結する際に、契約更新の回数や年数に上限がある場合は、その更新上限の内容を書面で明示しなければならない。また、契約期間の途中で更新上限を新設・短縮する場合は、あらかじめその理由の説明しなければならない。
労働契約更新時の労働条件明示の追加等	2024 年 4 月 1 日	使用者は、無期転換申込権が発生する労働者との契約更新時には、通常の労働条件の明示事項に加えて、①無期転換の申込機会、②無期転換後の労働条件を明示しなければならない。また、使用者は、②の労働条件を決定するにあたって、他の通常の労働者との均衡を考慮した事項の説明に努めなければならない。
適用猶予業種の時間外労働の上限規制	2024 年 4 月 1 日	施行から 5 年間猶予されていた建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島・沖縄県の砂糖製造業の 4 業種に時間外労働の上限が適用された。
改善基準告示の改正	2024 年 4 月 1 日	自動車運転者に対する拘束時間等を規制する改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）が見直された。
専門業務型裁量労働制の見直し	2024 年 4 月 1 日	対象業務にいわゆる「M & A アドバイザー」が追加され 20 業務に拡大された。また、適用対象となる要件に労働者本人の同意を追加したほか、同意の撤回に関する手続の定めを求めた。
企画業務型裁量労働制の見直し	2024 年 4 月 1 日	制度を導入するにあたっての労使委員会の決議事項について、対象労働者の同意の撤回に関する手続などを追加したほか、対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合、労使委員会に変更内容の説明を行うことが追加された。
労働安全衛生関係		
規制対象とする化学物質を追加	2024 年 4 月 1 日	国の分類により、危険性・有害性が確認された化学物質すべてを規制対象とする新たな化学物質規制が施行されており、2024 年 4 月に規制対象とする化学物質 234 物質を追加した。
化学物質管理者の選任義務	2024 年 4 月 1 日	化学物質を取り扱う事業者に対し、化学物質管理者の選任を義務づけた。
保護具着用管理責任者の選任義務	2024 年 4 月 1 日	労働者に保護具の使用が必要となる化学物質を取り扱う事業者に対し、保護具着用管理責任者の選任を義務づけた。
衛生委員会の付議事項の追加	2024 年 4 月 1 日	（安全）衛生委員会における付議事項に、化学物質管理が適切に実施されていることを労使等でモニタリングし、調査審議することが追加された。
労働者死傷病報告の電子申請義務化	2025 年 1 月 1 日	事業者が労働基準監督者に提出する労働者死傷病報告等について、電子申請が義務化された。

労災保険関係		
制度改正	施行日	概要
労災保険率等の改正	2024年 4月1日	労災保険率（20業種）、特別加入保険料率、労務費率が改正された。
労災保険の特別加入の追加	2024年 11月1日	フリーランス法で規定される特定受託事業者が、同法の施行とあわせて労災保険の特別加入対象に追加された。
職業安定法関係		
労働者募集時等の労働条件明示の追加	2024年 4月1日	事業主が労働者の募集等をする際、明示しなければならない労働条件に、就業の場所及び従事すべき業務の「変更の範囲」や、更新上限の内容を含む有期労働契約を更新する場合の基準が追加された。
雇用保険関係		
教育訓練給付金の拡充	2024年 10月1日	教育訓練後に5%以上の賃上げ実施を要件に追加給付（10%）を行う専門実践教育訓練給付金など、教育訓練給付金が拡充された。
離職票のマイナポータル交付開始	2025年 1月20日	離職者本人が希望し、事業主が離職手続を電子申請で行うことなどの利用条件を満たせば、雇用保険被保険者離職票が本人のマイナポータルに直接交付される仕組みが導入された。
障害者雇用関係		
障害者雇用率の引き上げ	2024年 4月1日	障害者雇用率が2.3%から2.5%に引き上げられた（民間企業の場合）。
障害者雇用率算定対象の拡大	2024年 4月1日	障害者雇用率の算定対象となる障害者の範囲に、週10時間以上20時間未満の重度の身体・知的障害者・精神障害者が追加された。
障害者雇用調整金等の減額	2024年 4月1日	障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業者に支給される障害者雇用調整金、報奨金について、一定の対象人数を超えると支給額が減額されるしくみが導入された。
健保・年金関係		
被用者保険の適用拡大	2024年 10月1日	特定適用事業所の範囲が、常時被保険者数101人以上の企業から同51人以上に拡大された
健康保険証の新規発行の終了	2024年 12月2日	健康保険証の新規発行・更新が終了し、資格確認はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行。1年間の経過措置期間あり。
その他		
フリーランス法施行	2024年 11月1日	フリーランスに業務委託をする事業者に対し、書面等による取引条件の明示、報酬の支払期日の規制、募集情報の的確表示、育児介護等への配慮、ハラスメントに係る体制整備、中途解除の事前予告などを求め、フリーランスで働く者を保護する法律が施行された。

---

# 社会保険労務士白書 2025年版

2025年10月1日発行

---

発行者／全国社会保険労務士会連合会  
東京都中央区日本橋本石町 3-2-12  
社会保険労務士会館

☎ 03(6225)4864 (代)

---